○総務省令第　　号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年　　月　　日

総務大臣　野田　聖子

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の対象） 第五条　住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設（第十三条の二第一項第二号において「寄宿舎等」という。）及び同令第二条第一項第二号に規定する病院又は診療所（第十三条の二第一項第四号において「病院等」という。）を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。以下同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものについて行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。 ［一～三　略］ 四　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院 五　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所 六～九　［略］ （調査事項等） 第六条　住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。 ［削る］ ［削る］	（調査の対象） 第五条　住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現在する住宅等及びこれらに居住している世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設及び同項第二号に規定する病院又は診療所を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。以下同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものについて行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。 ［一～三　同上］ 四　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院及び同法第十六条に規定する少年鑑別所 ［新設］ 五～八　［同上］ （調査事項等） 第六条　［同上］ 一　住宅等に関する事項 イ　居住室の数及び広さ ロ　所有関係に関する事項 ハ　敷地面積 ニ　敷地の所有関係に関する事項 二　住宅に関する事項 イ　構造 ロ　腐朽・破損の有無 ハ　階数 ニ　建て方 ホ　種類 ヘ　建物内総住宅数 ト　建築時期 チ　床面積 リ　建築面積 ヌ　家賃又は間代に関する事項 ル　設備に関する事項

一　世帯に関する事項

［イ～ニ　略］

二　家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

［イ・ロ　略］

ハ　子の住んでいる場所

［ニ・ホ　略］

［削る］

［削る］

三　住宅に関する事項

イ　居住室の数及び広さ

ロ　所有関係に関する事項

ハ　現住居の名義

ニ　家賃又は間代等に関する事項

ホ　床面積

ヘ　建築時期

ト　設備に関する事項

チ　住宅の建て替え等に関する事項

リ　増改築及び改修工事に関する事項

ヌ　耐震に関する事項

ル　世帯の存しない住宅の種別

ヲ　種類

四　現住居の敷地に関する事項

イ　所有関係に関する事項

ロ　所有地の名義

ハ　敷地面積

ニ　取得方法・取得時期等

五　現住居以外の住宅に関する事項

イ　所有関係に関する事項

ロ　利用に関する事項

ハ　所在地

ヲ　増改築及び改修工事に関する事項

ワ　世帯の存しない住宅の種別

三　［同上］

［イ～ニ　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項

［ニ・ホ　同上］

ヘ　子に関する事項

五　住環境に関する事項

六　現住居以外の住宅及び土地に関する事項

イ　所有関係に関する事項

ロ　所在地

ハ　面積に関する事項

ニ　利用に関する事項

［新設］

［新設］

［新設］

ニ　建て方 ホ　取得方法 ヘ　建築時期 ト　居住世帯のない期間 六　現住居以外の土地に関する事項 イ　所有関係に関する事項 ロ　利用に関する事項 ハ　所在地 ニ　面積に関する事項 ホ　取得方法 ヘ　取得時期 七　建物に関する事項 イ　建て方 ロ　構造 ハ　腐朽・破損の有無 ニ　建物全体の階数 ホ　敷地に接している道路の幅員 ヘ　建物内総住宅数 ト　設備に関する事項 ［2　略］ （統計調査員） 第八条　［1～3　略］ 4　特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。 ［5～7　略］ （調査の方法及び期間） 第十三条　［略］ 2　調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条第一項第一号イからハまで、同項第三号ヲ及び同項第七号に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。 3　調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第三号ル及びヲ並びに同項第七号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。 4　前三項の規定による調査は、実施年の九月十五日から翌月二十三日までの間において行う。 （事務の委託） 第十三条の二　都道府県知事は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査単位区について、第八	［新設］

条第二項の規定により調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

一　共同住宅又は長屋

二　寄宿舎等

三　社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。）及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（入所により利用されるものに限る。）

四　病院等

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第二項	統計調査員	第十三条の二第一項の規定により都道府県知事から調査員が行うこととされているこの項の事務を委託された同条第一項各号に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）
第八条第三項	統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）	委託管理団体
第八条第四項	調査員	委託管理団体
	市町村長	市町村長の意見を聴いて都道府県知事
第八条第五項	統計調査員を設置した	第十三条の二第一項の規定により調査員が行うこととされている第二項の事務を委託した
	統計調査員の氏名	委託管理団体の名称
第十一条の見出し	統計調査員の身分を示す証票	委託管理団体証
第十一条第一項	統計調査員	委託管理団体
	その身分及び指導員又は調査	委託管理団体証

員の別を示す証票	
第十一条第二項	統計調査員
	その事務
	証票
第十三条第一項	調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項、第十五条並びに第十六条第三項において同じ。）
第十三条第二項及び第三項	調査員
第十五条	調査員
第十六条第三項及び第十七条	調査員
	委託管理団体に所属する者
	第十三条の二第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務
	委託管理団体証
	委託管理団体（第八条第四項の規定により委託管理団体の事務の一部を行う指導員を含む。次項及び第三項並びに第十六条第三項において同じ。）
	委託管理団体
	委託管理団体の調査単位区を担当する指導員
	委託管理団体

（期間の変更）

第十四条　市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第十三条第四項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［2　略］

3　総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間を別に定めることができる。

［4　略］

（立入検査等）

第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第三号ホ、同項第四号ハ並びに同項第七号ロ及びハに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

［2　略］

（期間の変更）

第十四条　市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第四項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［2　同上］

3　総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第四項の期間を別に定めることができる。

［4　同上］

（立入検査等）

第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第一号ハ並びに同項第二号イ、ロ、チ及びリに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

［2　同上］

（調査票等の保存）

第十九条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第一号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（調査票等の保存）

第十九条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第三号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。